

もったいない学会賞表彰 内規

(目的)

第 1 条 この内規は、もったいない学会賞を設ける事を目的とする。

(賞)

第 2 条 もったいない学会賞は、「功労賞」、「論文賞」、その他理事会が特別に認めた賞よりなる。

(功労賞)

第 3 条 「功労賞」は、もったいない学会の発展に大きく貢献したものに授与する。

(論文賞)

第 4 条 「論文賞」は、もったいない学会ホームページに公開された論文の中から特に優秀なものに授与する。

(推薦)

第 5 条 正会員は推薦書を理事会に提出し、候補者の推薦を行うことができる。

(決定)

第 6 条 理事会は推薦書に基づき審議し、受賞者を決定する。

(公表)

第 7 条 受賞については、学会ホームページにて紹介する。

付則 本規定は平成 20 年 1 月 22 日より施行する